

単体情報

中間財務諸表

当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、平成25年度中間期及び平成26年度中間期の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について、新日本有限責任監査法人の中間監査を受けています。以下の中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書は、上記の中間財務諸表に基づいて作成しています。

● 中間貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	平成25年度中間期 (平成25年9月30日現在)	平成26年度中間期 (平成26年9月30日現在)
資産の部		
現金預け金	136,688	106,030
コールローン	76,949	100,823
買入金銭債権	15,426	15,213
商品有価証券	2,086	3,387
金銭の信託	5,000	5,000
有価証券	2,132,109	2,277,439
貸出金	4,491,991	4,710,350
外国為替	6,224	6,253
その他資産	28,765	13,758
その他の資産	28,765	13,758
有形固定資産	63,429	65,107
無形固定資産	8,739	8,445
前払年金費用	—	3,877
支払承諾見返	15,820	16,035
貸倒引当金	△44,016	△42,518
資産の部合計	6,939,215	7,289,202
負債の部		
預金	5,836,056	5,986,847
譲渡性預金	143,987	181,167
コールマネー	100,094	95,438
債券貸借取引受入担保金	179,303	256,743
借入金	131,834	179,452
外国為替	352	210
その他負債	29,248	36,142
未払法人税等	4,886	4,511
リース債務	1,592	1,364
その他の負債	22,769	30,266
役員賞与引当金	29	28
退職給付引当金	2,321	2,382
役員退職慰労引当金	716	656
睡眠預金払戻損失引当金	1,067	1,074
ポイント引当金	130	145
偶発損失引当金	1,149	1,122
繰延税金負債	35,867	44,012
再評価に係る繰延税金負債	9,736	9,457
支払承諾	15,820	16,035
負債の部合計	6,487,715	6,810,918
純資産の部		
資本金	48,652	48,652
資本剰余金	29,114	29,114
資本準備金	29,114	29,114
利益剰余金	275,282	283,503
利益準備金	43,548	43,548
その他利益剰余金	231,734	239,955
圧縮記帳積立金	924	943
別途積立金	210,650	217,650
繰越利益剰余金	20,159	21,362
自己株式	△3,302	△2,888
株主資本合計	349,746	358,381
その他有価証券評価差額金	87,943	106,495
繰延ヘッジ損益	△72	△41
土地再評価差額金	13,639	13,130
評価・換算差額等合計	101,510	119,585
新株予約権	243	316
純資産の部合計	451,500	478,283
負債及び純資産の部合計	6,939,215	7,289,202

●中間損益計算書

(単位：百万円)

科 目	平成25年度中間期 (平成25年4月 1日から 平成25年9月30日まで)	平成26年度中間期 (平成26年4月 1日から 平成26年9月30日まで)
経常収益	55,511	55,243
資金運用収益	43,567	43,274
(うち貸出金利息)	(30,796)	(30,095)
(うち有価証券利息配当金)	(12,228)	(12,583)
役務取引等収益	7,781	8,269
その他業務収益	566	774
その他経常収益	3,596	2,925
経常費用	37,485	36,131
資金調達費用	1,698	1,716
(うち預金利息)	(1,153)	(1,079)
役務取引等費用	3,316	3,605
その他業務費用	131	117
営業経費	29,847	29,927
その他経常費用	2,490	764
経常利益	18,026	19,112
特別利益	8	—
特別損失	60	92
税引前中間純利益	17,973	19,019
法人税、住民税及び事業税	5,073	4,875
法人税等調整額	1,220	752
法人税等合計	6,293	5,628
中間純利益	11,679	13,390

● 中間株主資本等変動計算書

平成25年度中間期（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）

（単位：百万円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金			利益剰余金 合計
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金			
					圧縮記帳 積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	48,652	29,114	-	29,114	43,548	943	198,650	23,481	266,623
当中間期変動額									
剰余金の配当								△3,045	△3,045
圧縮記帳積立金の取崩						△18		18	
別途積立金の積立							12,000	△12,000	
中間純利益								11,679	11,679
自己株式の取得									
自己株式の処分									
自己株式の消却									
土地再評価差額金の取崩								25	25
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）									
当中間期変動額合計	-	-	-	-	-	△18	12,000	△3,322	8,659
当中間期末残高	48,652	29,114	-	29,114	43,548	924	210,650	20,159	275,282

	株主資本		評価・換算差額等				新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	△2,960	341,429	76,914	△64	13,665	90,515	90	432,036
当中間期変動額								
剰余金の配当		△3,045						△3,045
圧縮記帳積立金の取崩								
別途積立金の積立								
中間純利益		11,679						11,679
自己株式の取得	△616	△616						△616
自己株式の処分	274	274						274
自己株式の消却								
土地再評価差額金の取崩		25						25
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）			11,028	△8	△25	10,994	152	11,147
当中間期変動額合計	△342	8,316	11,028	△8	△25	10,994	152	19,463
当中間期末残高	△3,302	349,746	87,943	△72	13,639	101,510	243	451,500

平成26年度中間期（平成26年4月1日から平成26年9月30日まで）

（単位：百万円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金			利益剰余金合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金			
						圧縮記帳積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	48,652	29,114	0	29,115	43,548	943	210,650	25,088	280,229
会計方針の変更による累積的影響額								△5,672	△5,672
会計方針の変更を反映した当期首残高	48,652	29,114	0	29,115	43,548	943	210,650	19,415	274,556
当中間期変動額									
剰余金の配当								△2,322	△2,322
圧縮記帳積立金の取崩									
別途積立金の積立							7,000	△7,000	
中間純利益								13,390	13,390
自己株式の取得									
自己株式の処分								△8	△8
自己株式の消却			△0	△0				△2,112	△2,112
土地再評価差額金の取崩									
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）									
当中間期変動額合計	—	—	△0	△0	—	—	7,000	1,946	8,946
当中間期末残高	48,652	29,114	—	29,114	43,548	943	217,650	21,362	283,503

	株主資本		評価・換算差額等				新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△5,312	352,684	88,865	△70	13,130	101,926	243	454,853
会計方針の変更による累積的影響額		△5,672						△5,672
会計方針の変更を反映した当期首残高	△5,312	347,011	88,865	△70	13,130	101,926	243	449,180
当中間期変動額								
剰余金の配当		△2,322						△2,322
圧縮記帳積立金の取崩								
別途積立金の積立								
中間純利益		13,390						13,390
自己株式の取得	△8	△8						△8
自己株式の処分	320	311						311
自己株式の消却	2,112							
土地再評価差額金の取崩								
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）			17,629	28	—	17,658	73	17,731
当中間期変動額合計	2,423	11,370	17,629	28	—	17,658	73	29,102
当中間期末残高	△2,888	358,381	106,495	△41	13,130	119,585	316	478,283

●注記事項

(重要な会計方針)

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法
商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。
2. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
 - (2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
4. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）
有形固定資産は、定額法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建 物：6年～50年
その他：3年～20年
 - (2) 無形固定資産（リース資産を除く）
無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
 - (3) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
5. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力等を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
貸出条件緩和債権等を有する債務者と与信額が一定額以上の大口債務者等のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法（「DCF法」））により計上しております。
上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。
 - (2) 役員賞与引当金
役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。

- (3) 退職給付引当金
退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、数理計算上の差異の処理方法は次のとおりであります。
数理計算上の差異：
各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生する翌事業年度から損益処理
 - (4) 役員退職慰労引当金
役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。
 - (5) 睡眠預金払戻損失引当金
睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。
 - (6) ポイント引当金
ポイント引当金は、クレジットカード会員に付与したポイントが将来使用された場合の負担に備えるため、将来使用される見込額を合理的に見積り必要と認められる額を計上しております。
 - (7) 偶発損失引当金
偶発損失引当金は、信用保証協会に対する責任共有制度負担金の支払いに備えるため、過去の実績に基づき、将来の支払見込額を計上しております。
6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式を除き、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。
 7. ヘッジ会計の方法
 - (イ)金利リスク・ヘッジ
金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。
また、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。
 - (ロ)為替変動リスク・ヘッジ
外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する繰延ヘッジによっております。
ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。
 8. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項
 - (1) 退職給付に係る会計処理
退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、中間連結財務諸表における会計処理の方法と異なっております。
 - (2) 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

(「退職給付に関する会計基準」等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当中間会計期間より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を平均残存勤務期間に対応する「単一年数の利回り」から、退職給付の支払見込期間ごとに設定する「複数の利回り」(イールドカーブ直接アプローチ)へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当中間会計期間の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当中間会計期間の期首の前払年金費用が83億500万円減少し、退職給付引当金が4億310万円増加し、繰越利益剰余金が56億720万円減少しております。また、当中間会計期間の経常利益及び税引前中間純利益はそれぞれ2億280万円増加しております。

なお、当中間会計期間の期首の1株当たり純資産額が12円21銭減少し、1株当たり中間純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額はそれぞれ0円49銭増加しております。

(「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」の適用)

当行は、従業員への福利厚生を目的として、従業員持株会に信託を通じて自社の株式を交付する取引を行っております。

1. 取引の概要

当行は、平成25年2月8日開催の取締役会決議に基づいて「従業員持株会専用信託」(以下「ESOP信託」という。)を導入しました。これは創立80周年記念に伴う従業員の福利厚生の充実を目的とするものです。

本制度は、持株会に加入するすべての従業員を対象とするインセンティブ制度です。本制度では、当行が信託銀行にESOP信託を設定し、ESOP信託は、その設定後4年8か月にわたり持株会が取得すると見込まれる数の当行株式を予め市場より取得します。その後は、ESOP信託から持株会に対して継続的に当行株式の売却が行われるとともに、株式売却終了時点でESOP信託内に株式売却益相当額が累積した場合には、当該株式売却益相当額が残余財産として受益者適格要件を満たす者に分配されます。なお、当行は、ESOP信託が当行株式を取得するための借入に対し保証することになるため、当行株価の下落によりESOP信託内に株式売却損相当額が累積し、信託終了時点においてESOP信託内に当該株式売却損相当の借入金残債がある場合は、保証契約に基づき、当行が当該残債を弁済することになります。

2. 「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 平成25年12月25日)を適用しておりますが、従来採用していた方法により会計処理を行っております。

3. 信託が保有する当行株式に関する事項

- (1) 信託における帳簿価額(未残) 2,187百万円
- (2) 信託が保有する当行株式は株主資本において自己株式として計上しております。
- (3) 期末株式数及び期中平均株式数
期末株式数 4,385千株
期中平均株式数 4,638千株
なお、期末株式数及び期中平均株式数は、1株当たり情報の算出上、控除する自己株式に含めております。

(表示方法の変更)

平成25年度中間期において「その他資産」の「その他の資産」に含めていた「前払年金費用」は、「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第63号平成25年9月27日)により改正された「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式)を適用し、平成26年度中間期については独立掲記しております。なお、平成25年度中間期の貸借対照表において、「その他資産」の「その他の資産」に、「前払年金費用」14,025百万円を含めて表示しております。

(中間貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式又は出資金の総額

株式	7,610百万円
出資金	238百万円

2. 貸出金のうち破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

破綻先債権額	10,181百万円
延滞債権額	61,084百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち3ヵ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

3ヵ月以上延滞債権額	957百万円
------------	--------

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

貸出条件緩和債権額	27,978百万円
-----------	-----------

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

合計額	100,202百万円
-----	------------

なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

37,998百万円

7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	659,225百万円
計	659,225百万円

担保資産に対応する債務	
預金	33,083百万円
債券貸借取引受入担保金	256,743百万円
借入金	177,118百万円
その他の負債	402百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、次のものを差し入れております。

有価証券	80,561百万円
その他の資産	49百万円

また、その他の資産には、保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

保証金	1,642百万円
-----	----------

なお、手形の再割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しておりますが、当中間会計期間中における取引はありません。

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

融資未実行残高	1,217,855百万円
うち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)	1,166,922百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が

実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額
20,485百万円

(中間損益計算書関係)

1. その他経常収益には、次のものを含んでおります。

貸倒引当金戻入益	1,115百万円
償却債権取立益	16百万円

2. 減価償却実施額は次のとおりであります。

有形固定資産	878百万円
無形固定資産	1,358百万円

3. その他経常費用には、次のものを含んでおります。

貸出金償却	124百万円
株式等償却	22百万円
貸出債権の売却に伴う損失	23百万円

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

時価のあるものは該当ありません。なお、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の中間貸借対照表計上額は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	中間貸借対照表計上額
子会社株式	7,849
関連会社株式	—
合計	7,849

(重要な後発事象)

1. 2019年満期ユーロ米ドル建取得条項付転換社債型新株予約権付社債の発行

平成26年9月25日開催の取締役会において2019年満期ユーロ米ドル建取得条項付転換社債型新株予約権付社債の発行を決議し、平成26年10月14日に払込が完了しております。その概要は次のとおりであります。

- (1) 社債の名称
株式会社群馬銀行2019年満期ユーロ米ドル建取得条項付転換社債型新株予約権付社債
- (2) 発行価額（払込金額）
本社債の額面金額の100.0%（各本社債の額面金額100,000米ドル）
- (3) 発行価格（募集価格）
本社債の額面金額の102.5%
- (4) 発行価額の総額（払込金額の総額）
2億米ドル
- (5) 社債の利率
本社債には利息は付さない。
- (6) 担保・保証の有無
本社債は、担保又は保証を付さない。
- (7) 社債の払込期日及び発行日
平成26年10月14日
- (8) 償還期限等
平成31年10月11日（償還期限）に本社債の額面金額の100%で償還する。その他、発行要項に一定の場合に繰上償還及び買入消却の定めがある。

(9) 新株予約権に関する事項

- ① 新株予約権の総数
2,000個及び代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額合計額を100,000米ドルで除した個数の合計数
- ② 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数
本新株予約権の目的である株式の種類及び内容は当行普通株式（単元株式数1,000株）とし、その行使により当行が当行普通株式を交付する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を下記⑥記載の転換価額で除した数とする。ただし、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

- ③ 新株予約権の割当日
平成26年10月14日
- ④ 新株予約権の行使期間
平成26年10月29日から平成31年9月27日まで（行使請求受付場所現地時間）
- ⑤ 新株予約権の行使に際して払い込むべき額
各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。
- ⑥ 転換価額
6.52米ドル（当初）
- ⑦ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
- ⑧ 当行が組織再編等を行う場合の承継会社等による新株予約権の交付
発行要項に一定の定めがある。
- ⑨ 新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由
本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権の行使に際して当該本新株予約権に係る本社債が出資され、本社債と本新株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、また、本新株予約権の価値と本社債の利率、払込金額等のその他の発行条件により当行が得られる経済的価値とを勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。

(10) 調達資金の使途

本新株予約権付社債の発行による手取金は、米ドル建の貸出金に平成28年3月末までに充当する予定である。

(11) 上場金融商品取引所
シンガポール証券取引所

2. 自己株式の取得

当行は、平成26年9月25日開催の取締役会決議に基づき、自己株式を次のとおり取得いたしました。

(1) 取得した株式の種類	当行普通株式
(2) 取得した株式の総数	10,000,000株
(3) 株式の取得価額の総額	6,540百万円
(4) 取得日	平成26年10月1日（約定日 平成26年9月26日）